地区計画等の原案に関する意見書

令和　　　年　　　月　　　日

飯山市長あて

住　　所

氏　　名

電話番号

飯山都市計画上新田地区地区計画の決定（原案）に対し、次のとおり意見書を提出します。

記

１　地区計画との利害関係（※裏面参照）

（１）権利を有する土地等

1. 種類（※該当するものにレ印）

□土地　　　□土地に定着する物件

1. 該当する土地の住所

飯山市大字木島(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

（２）権利の種類（※記載例：居住地・所在地・借地・借家・抵当権を有する・占用許可を得ている・所有者の同意によって占用している　など）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　意見書の趣旨及び理由

（１）意見書の趣旨（※地区計画等の内容について、具体的に修正を求める事項を記入してください。）

（２）理　由（※「意見書の趣旨」に記載した内容を求める理由を記入してください。）

意見書を提出できる方について

地区計画の原案に対する意見書を提出できる方について、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び飯山市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成19年条例第21号）で以下のとおり定められています。

都市計画法

（公聴会等の開催）

第１６条　都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

２　都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

３　市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。

飯山市地区計画等の案の作成手続に関する条例

（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）

第３条　法第16条第２項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１週間を経過する日までに、意見書を市長に提出することができる。

都市計画法施行令

（地区計画等の案を作成するに当たつて意見を求める者）

第十条の四　法第十六条第二項の政令で定める利害関係を有する者は、地区計画等の案に係る区域内の土地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

提出者が法令上定める方に該当されるか確認する必要がありますので、「１　地区計画との利害関係」の記入をお願いいたします。

※提出されたご意見は、地区計画の案の作成の参考とさせていただきます。

※提出されたご意見の直接の回答はしませんので、予めご了承ください。